

令和6年2月28日

経済産業省による定期的な評価について

近畿経済産業局長より委員会に意見を求められた電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（20170329資第5号）第2（17）③の経済産業省による定期的な評価について、審査を行いました。

審査の結果、対象の40事業者について、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（20170329資第5号）第2（17）③に照らし、指定旧供給地点小売供給約款における料金の変更の認可の申請の必要があるとは認められませんでしたので、近畿経済産業局長にその旨回答いたしました。

■料金改定を検討する必要性が低いと考えられる事業者数 40事業者